

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の増設）に係る面談
2. 日時：令和4年11月17日（木）13時30分～15時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

新井安全審査官、高木係長

高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

本社 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当8名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、本年10月21日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の増設）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 実施計画の変更目的及び申請範囲
 - 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の増設に関連した、措置を講ずべき事項の該当項目の整理（措置を講ずべき事項への対応）
 - 前回までのコメント回答（高性能容器（以下「HIC」という。）の必要性等）
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
 - 高線量HICと低線量HICの発生量について、過去と今後の推移を整理して提示すること。
 - HICのうち吸収線量が5,000 kGyを超えたものについて、措置を講ずべき事項への対応において、落下試験の条件及び健全性評価の内容を整理して提示すること。
 - 第三施設を構成する構築物、系統及び機器（HIC、積重ね用架台、ボックスカルバート、連結ボルト、基礎部等）ごとに、個数、仕様（材料、寸法等）及び構造図を示すこと。
 - 増設に伴う敷地境界線量の評価に当たって、高性能容器（HIC）の表面線量率が当初より下がっていることを踏まえ、現行の実施計画に定める敷地境界線量自体を3/4にするとしているが、前回面談で説明のあった放射能濃度を3/4にすることと同様に、その科学的・技術的な合理性が示されていないことから、既認可の評価手法等を参考にした評価を行うとともに、放射能強度の算出過程、評価モデルや評価結果が得られるまでの計算過程を整理して提示すること。
 - 敷地境界線量やHICの表面線量率の評価の際に使用した解析コード自体の妥当性及びHIC内の放射性物質の特性（核種構成、放射線の種類等）を踏まえた実機への適用性を整理して提示すること。
 - 第三施設における緊急時対策について、実施計画に定める発電所全体の方針に沿ってどのような対策を講じるのか示すこと。
 - 自然現象への設計上の考慮事項については、福島第一原子力発電所におい

て想定すべき自然現象や対策は各施設でおおむね共通することから、別途審査中の申請案件における指摘事項を東京電力内で水平展開し、第三施設における対策を整理して提示すること。

- 第三施設における火災の早期消火と影響軽減の観点から、消火器の設置の考え方や漏えい検知器等に使用するケーブルの仕様を示すこと。
- 現状の第三施設に検討用地震動（最大加速度 900gal）を適用した耐震評価については、2022 年度末にその結果が得られるとしているが、基礎やクレーンを含めて、評価対象とする範囲を明確にするとともに、それぞれの評価の目的・方針について説明すること。特に、HIC の耐震評価については、基礎部にボックスカルバートを固定せずに直置きした状態における評価となることから、評価条件や解析モデルの設定の段階からその検討状況を説明すること。

- 東京電力から、上記のコメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- ・使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更に係る実施計画変更認可申請について（補足説明資料）
- ・使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の増設に関連した、措置を講ずべき事項の該当項目の整理

関連ページ：[福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第 10 棟の設置）に係る面談（令和 3 年 11 月 9 日）](#)